

## 令和7年度第1回宮城県内水面漁場管理委員会議事録

### 委員会の招集

- (1) 招集者 会長 小野寺 秀也  
(2) 発送年月日 令和7年7月29日(火)

### 委員会の開催

- (1) 日時 令和7年8月6日(水)  
○開会 午後2時00分  
○閉会 午後4時00分  
(2) 場所 宮城県行政庁舎9階 第一會議室

### 議題

#### 審議事項

- (1) 遊漁規則の変更認可について  
(2) 宮城県漁業調整規則の改正について

#### 報告事項

- (1) 令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について  
(2) 第5種共同漁業権の免許条件に係る令和7年度増殖事業計画  
(江合川漁業協同組合)について

#### 話題提供

あゆの遡上状況について

### 出席委員

会長	小野寺 秀也	委員	五十嵐 健志
会長代理	高橋 清孝	〃	眞壁 一良
委員	黒川 優子	〃	佐々木 宏
〃	菅原 元 <sup>はじめ</sup>	〃	佐藤 十郎

### 欠席委員

委員	菅原 元 <sup>はじめ</sup>	〃	棟方 有宗
----	---------------------	---	-------

### 執行部出席者

別紙のとおり

### 【委員会の概要】

○水産業振興課 武山総括課長補佐

定刻となりましたので、ただ今より令和7年度第1回宮城県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日の委員の出席状況は8名です。漁業法第145条の規定による過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは開会の御挨拶を小野寺会長よりお願ひいたします。

○小野寺会長

(挨拶)

○水産業振興課 武山総括課長補佐

続きまして、宮城県水産林政部 佐藤副部長より御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 佐藤副部長

(挨拶)

○水産業振興課 武山総括課長補佐

ありがとうございました。それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布しております資料の右上に番号を振ってございます。資料1として審議事項（1）「遊漁規則の変更認可について」、資料2として審議事項（2）「宮城県漁業調整規則の改正について」、資料3として報告事項（1）「令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について」、資料4として報告事項（2）「第5種共同漁業権の免許条件に係る令和7年度増殖事業計画（江合川漁業協同組合）について」、資料5として話題提供「あゆの遡上状況について」、以上の5種類の資料となっております。御確認いただきまして不足等がございましたら事務局にお声がけください。よろしいでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。小野寺会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

○小野寺会長

議事に先立ちまして、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。本日は3番の黒川委員と8番の佐々木委員に議事録署名委員をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

議事はお手元の次第に沿って進めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

### 【審議事項】

○小野寺会長

はじめに、審議事項（1）「遊漁規則の変更認可について」を上程いたします。県から説明願います。

○水産業振興課 松浦課長

審議事項（1）「遊漁規則の変更認可について」御説明させていただきます。

第5種共同漁業権の免許を受けている内水面漁業協同組合、本日は江合川漁業協同組合に係る案件ですが、その区域内において漁業行為を行う場合は、漁業権行使規則を定める必要がございます。また、遊漁行為を制限管理する場合は、漁業法第170条第1項の規定により、遊漁規則を定め、県知事の認可を受ける必要がございます。知事は認可するにあたっては、同条第4項の規定により、内水面漁場管理委員会の意見を聴く必要があることから、本日御審議をいただくものです。

詳細につきましては、担当の方から御説明させていただきます。

#### ○水産業振興課 深澤技師

資料1枚おめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。こちらは県知事から、内水面漁場管理委員会会長宛ての諮問文書の写しとなっております。

ページおめくりいただきまして裏面2ページ目を御覧ください。こちらから、今回の遊漁規則の変更認可に関する概要を記載しております。今回お諮りいたしますのは、江合川漁業協同組合の遊漁規則の変更についてです。資料をもとに変更に至る背景、変更内容、変更理由を説明させていただきます。まず、今回の変更に至る背景の部分から御説明させていただきたいのですが、江合川漁業協同組合では、令和5年の漁業権一斉切替えに際しまして、遊漁規則の見直しを行っております。詳細は後ほど御説明いたしますが、この切替えの際に特別遊漁区域に関する規定を新たに追記しております。しかし、実際の運用を進めていく中で、遊漁者から寄せられた意見や、組合内部での検討を通じて、現行の遊漁規則のままでは運用上のトラブルや資源保護上の課題が生じる恐れがあることが明らかになりました。このような状況を踏まえまして、同組合では、遊漁者との円滑な関係構築及び、漁場資源の適切な保全を図るために現行規則の一部を見直す必要があると判断したとのことです。

右側、次ページ上段にその特別遊漁区域の概要を記載しております。この特別遊漁区域は、遊漁活動を通じて、自然保護や環境保全の啓発、青少年の情操教育および健全な育成に寄与することが目的とされています。さらに、より幅広い層に利用しやすい区域とするため通常の遊漁区域と比べて低料金で開放されているほか、特別遊漁区域内において、対象魚種を採捕した場合は再放流、キャッチアンドリリースを義務付け、資源維持と環境保全に配慮した運用を目指したものとなっています。その下、点線の枠で囲んでおりがる現行の特別遊漁区域の内容です。時期ごとに再放流の対象魚種が異なっておりますが、3月1日から9月30日までの期間、県の漁業調整規則でいわな、やまめの採捕が可能になっている期間、この期間はいわな、やまめをとった場合は再放流してくださいとなっています。その後、10月1日から11月31日までの期間は、いわな、やまめを除く全魚種となっておりますが、この期間はいわな、やまめも県の規則の禁止期間となっているため、実際には採捕できる魚種全てが再放流の対象という形になっております。特別遊漁区域の区間ですが、組合が定めて公表し指定する区間ということになっておりまして、前のページの下部に位置図を示しておりますが、現在は大崎市鳴子温泉鷺ノ巣地先から大崎市鳴子温泉川渡地先までの区間となっております。遊漁料は他の区域では1日あたり2,000円のところ、特別遊漁区域内では1,000円となっております。そのほか、かえしのない釣り針使用を義務付ける等の規制があるほか、特別遊漁区域に関する事項については釣り具店等でのチラシ配布や、ウェブページ等で周知が行われているところです。

今回、この特別遊漁区域に関する規定を変更するというものなのですが、3番に変更内容を記載しております。大きく2点変更点がございまして、1点目が特別遊漁区域におけるにじますの再放流対象魚種からの除外、2点目が特別遊漁区域におけるあゆの遊漁期間の延長及び、再放流対象魚種からの除外となっております。

変更内容について新旧対照表を見ていただくと分かりやすいかと思いますので、ページおめくりいただきまして10ページ目を御覧いただいてもよろしいでしょうか。10ページ目が遊漁規則の新旧対照表となっております。まず、第3条キャッチアンドリリース区間の設置についてですけれども、現状の規則ですと、10月1日から11月30日まではいわな、やまめを除く全魚種は再放流しなくてはならない規定となっておりますが、あゆ、にじますについてを再放流の対象魚種から除外する形に変更します。続いて、第5条、遊漁期間ですけれども、あゆの釣りを行う場合、現行の規則ですと遊漁期間は7月1日から10月31日に限定されていますが、変更後は組合が定めて公表し指定する区間すなわち特別遊漁区域においては、7月1日から11月30日までということで、1ヶ月遊漁期間を延長するというものです。これが今回の変更内容になるのですが、ではなぜこのような変更が必要になっているのかを御説明させていただきます。

資料の方、3ページにお戻りいただき、4番の変更理由を御覧ください。まず、1点目特別遊漁区域における再放流魚種からにじますを除外する理由についてですが、江合川漁協さんの方では遊漁区域を設定する際にも、高低差のある区域を選定し、にじますの特別遊漁区域外への流出防止に十分配慮しながら対応してきたこところではあるのですが、春先の増水時にはにじますが区域外へ流出してしまう可能性があり来種への影響が懸念されるということで、再放流の対象魚種から除外し、釣り切らせる運用とすることです。次ページ、4ページ目に移っていただきまして、ページ中程から魚種毎の採捕期間を表で表しております。下側の表、特別遊漁区域内の表内のにじますの欄を御覧ください。黒い矢印で示しておりますのが、規則改正前すなわち現行の規則での通常採捕期間、黒い点線が現行の規則で再放流が必要となっている期間を示しております。そして赤い二重線が規則改正後の通常採捕期間を示しております。10月11月が点線、再放流期間となっていましたが、規則改正後は全期間通じて、通常採捕期間と変更する形です。もともとこの特別遊漁区域については3月から9月まではいわな、やまめをメインに、これらの渓流魚が捕れなくなる10月以降はにじますが遊漁のメイン魚種として考えられておりまして、9月10月頃に特別遊漁区域ににじますを放流する計画となっております。当初の予定ですと、9月10月頃に放流したにじますを10月11月は再放流をしていただく形で多くの釣り人に楽しんでもらうという想定だったようなのですが、春先の増水時に特別遊漁区域外へにじますが流出してしまう可能性が否めないということから、10月11月を再放流期間ではなくすることで、春先までに釣り切ってもらうという運用に変更することです。

続いて、あゆに関わる変更理由ですが、4ページ目の上段に記載しております。江合川漁協さんでは資源管理の観点から県の漁業調整規則による採捕禁止期間に加え、行使規則、遊漁規則により11月12月においても採捕を禁止しております。しかし、一部の遊漁者から、特別遊漁区域内で10月から11月にあゆを持ち帰りたいという要望が多く、現行の規則のままではトラブルが懸念されるとの意見が寄せられたとのことです。このような意見を踏まえまして、組合内で検討を行った結果、特別遊漁区域内においては10月から11月にかけては大半のあゆが既に産卵場へ移動しており、特別遊漁区域内にあゆは少ないと、ま

た区域内に残っている個体についても資源にほとんど寄与していないとの結論に至ったとのことで、特別遊漁区域内に限りあゆの11月1日から11月30日までの期間の遊漁を認めるとともに、再放流が必要な対象魚種から除外することです。ページ下部の魚種毎の採捕期間、特別遊漁区域内のあゆの欄を御覧ください。先ほどのにじます同様、黒い矢印が現状の通常採捕期間、点線矢印が再放流期間、赤い二重線が規則改正後の通常採捕期間となっております。また、セルをオレンジに着色している期間が県の漁業調整規則による禁止期間、斜線の入っているセルが組合による禁止期間を示しております。現行では7月から9月が通常採捕、10月については再放流が必要、それ以外の期間については県または組合の規則により禁止期間となっているところを、7月から11月まで通常採捕、それ以外の期間については採捕禁止という形に変更します。ここまでが遊漁規則の変更内容・変更理由となります。

次ページ5ページ目にスケジュールを示しております。本日、本内容で異議なく承認をいただけましたら、8月中旬に県で変更を認可、8月下旬に公報に登載する予定です。

その下に参考法令を記載しておりますほか、次ページ以降に遊漁規則、行使規則の変更理由書等を添付しております。なお、行使規則におきましても遊漁規則の変更と同様の内容で変更が予定されており、今回の規則変更は遊漁を不当に制限するものではないことを確認しております。私からの説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○小野寺会長

県からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問等ございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから御発言願います。

#### ○高橋会長代理

10月から11月に生態系への影響を考慮してにじますを釣り切るという運用への変更が提案されています。しかし、このにじますは在来種の繁殖に対して非常に大きな影響を及ぼす可能性があります。にじますを放流する訳ですが、捕獲を目的として増やしてしまうとおかしなことになってしまいますので、放流数を増やさないという方向をやはり確認しておく必要があると思います。

#### ○水産業振興課 菊池技術主幹

江合川漁協の増殖計画につきましては、この後の議題にも関連してきます。これまでにじますは放流していなかったのですが、今年度はこの特別遊漁区域で遊漁をさせるために放流するという計画になってございます。

先ほど高橋委員から頂戴した御意見ですが、当初は渓流魚の遊漁期間が終わった10月、11月ににじますを放流し、2ヶ月間、リリースしながら遊漁を楽しんでもらうという計画でした。しかし、それだと魚が翌年まで残ってしまい、春先の増水で設定した区域から逃げてしまう恐れがあるため、10月、11月を持ち帰り可能とし、そこで釣り切ってもらい、春先の増水時における外部への拡散を防ぐということを検討しているという内容になっております。先ほど御意見いただきました資源に与える影響のところは、極力ないような形で江合川漁協にもお話をし、対応していきたいと考えております。

○高橋会長代理

にじますの放流については、全国的にも非常に大きな問題になっています。ですから、これはかなり慎重にやらなければならないことです。最低限、やはり12月までには釣り切るような形、残さないような種苗放流の在り方が求められると思います。その辺りを確認しながら、放流数を多くしないような規制が必要になると思いますので、監督をよろしくお願ひいたします。

○菅原元（はじめ）委員

養殖業者の感覚から言わせていただきますと、外来種に関しては放流を控えるようにずっと聞いています。放流して釣らせて、釣り切りにすれば良いということが、いつからこのように公に良しとなったのかと今思いました。これまでダム湖などに放流して釣らせるということはありましたが、河川を区切って放流し、そこで釣らせる。それが再放流した場合に逃げたら困るから、今度は釣り切りにしましょうという考えですよね。他の魚種についても、外来種は禁止になっていたのではなかったかと思っていたのですが、その辺りは大丈夫なのでしょうか。

○小野寺会長

私たちがずっと見ている広瀬川でも、昔は子供の日に近い時期に何箇所かから放流されていました。その1日で完全に釣り切ることはなくしても、ある程度釣り切って、あまり影響がないという感じでしたが、やはりやめようということになりました。ですので、本当に禁止されているのか、各漁協の自主的な判断でやめているのか、というのは少し難しいところです。

○菅原元（はじめ）委員

他のブルーギル等はだめだと言われていますし、本当に放流していいのかが分からぬのですが。

○小野寺会長

厳密に言うと漁業権魚種に指定されているので、法的には可能です。ただ、高橋委員が言われたように、全国的に外来種はやめようというのが大方の流れになっています。しかし、それによって資金を稼いでいる、あるいは成り立っている漁協も実際にはたくさんあります。ブラウンまで放流しているところもありますからね。ですので、一概にだめだということはおそらく言えません。しかし、いわな、やまめは9月まで禁漁になります。禁漁の最大の理由は、その後産卵期があるからです。その産卵期ににじますを放流して、そのにじますは何をするのでしょうか。その産卵した卵を食べる可能性、孵化した魚が餌になる可能性も理屈上はありますよね。ですので、今聞いていて、釣り切らること自体はもちろんそれで良いと思っているのですが、放流時期について、改正前はいわな、やまめが禁漁になった時に放流してそっちを釣らせるという考え方だったようですがいわな、やまめの産卵期なので法的には禁漁にしているはずなのに、同じサケ・マス系のにじますをそこに放すというのは本当に良いのだろうかということです。

にじますは産卵はしないと言われてはいますが。

○菅原元（はじめ）委員

私たちも実際に河川について、それが再生産されているという認識はないです。

○小野寺会長

だから、それで許されている可能性もあると考えていますが、その辺りのところは少し私も知識がないのですが。

○菅原元（はじめ）委員

私たちとしては外来種ということで必ずだめなのか、またそれに違反したらどうなのかというのはあまり知りません。今までどおりですからと言われたらそれに従うという流れです。ただ、今回このように公にちゃんと出てきて良しとなり今後いいんですねと聞かれた時に、いいですよと言っていいのかなということだけです。

○水産業振興課 菊池技術主幹

にじますについては、漁業権魚種に多くの河川で設定されております。ですので、にじますを放流し、増殖行為をすることに関しては、漁業権を管理する漁協の立場としては問題ないという形になります。しかし、先ほど会長がおっしゃられましたように、どう利用していくかという点については、漁協のそれぞれの事情もあると思いますので、本日、にじますが在来種に与える影響が心配だというお話があったことに関しましては、江合川漁協の方にもお伝えした上で、今後どのように管理していくかというところも一緒に考えていきたいと思います。

○高橋会長代理

放流が禁止されているのは、ブラックバスやブルーギルなど、特定外来種として指定されているものです。漁業権魚種については、逆に放流の義務があつたりするのですが、ただここで生態系保全という名目でこの計画を立てているので、やはり在来種に影響を与えてはいけません。ですから、この放流の時期や放流数については、かなり厳格に調査し、その影響の有無を調べて管理する必要があるだろうと思います。よろしくお願ひいたします。

○五十嵐委員

今、高橋委員がおっしゃったように、県の方としてにじますの放流によりどのような影響があるかということについて、それをモニタリングしていくというか、調査するような計画はありますか。

○水産業振興課 菊池技術主幹

管理の部分に関しましては、漁協の方で管理していく形になりますが、地方振興事務所等もございますので、指導機関として、そこは確認するような形で対応していきたいと思います。

### ○小野寺会長

ファミリーに釣らせるとなると、にじますが一番楽なんです。それはよく分かるので、それこそ痛し痒しで難しいんだと思いますが。

### ○佐々木委員

江合川は北上川の支流ですが、もう少し河口の方になると、北上追波漁協の管轄になります。毎年第5種共同漁業権のヒアリングで増殖計画、どういったものを放流するかというのを、東部地方振興事務所などとお話しする機会があるのですが、在来種に影響してしまうということでうちはにじますは放流してはいけないとなっています。もう少し上流、支流の先だったら放流しても良いという話は聞いたことはあったのですが、実際この江合川さんでこれまで放流してこなかったのですよね。放流したやつを釣り切るという計画なのですが、釣り切るということってできるものなのかと不安になってしましました。

### ○眞壁委員

実際、だいぶ前ですが、広瀬川、町の中心部や上流、名取川上流の方、秋保とかあるいは川崎のダムの上とかににじますを放流して釣らせており、すごく人気はありました。今、広瀬名取川漁協では、元は17支部だったのが、14支部しかありません。「にじます放流すれば組合員も増える」、「あゆはいらないから、上流の方の支部はにじますを放流してくれ。そうすれば組合員も増えるんだ」という支部からの声もありました。事実、それはそのとおりで、にじますを放流すると多くの人たちが喜んで釣ると思います。

また、実際、放流して1年、2年くらいまでは、釜房ダムの上流の淵に真っ黒になって溜まっていたにじますは自然で増殖できないのか年々少なくなっていました。私も秋になると夜に行ってにじますを、産卵場では網で捕ることもありますが、増えている印象を受けました。

にじますを放流して釣りの人たちに開放されているのは良いことだと思いますが、他の魚を食べるなどの悪い条件もあります。どちらが正しいか分かりませんが、自然での増殖ができないということと、組合員が増えることは確かです。

### ○小野寺会長

全国的な流れとしては、今後、にじます放流もだんだんやめていく方向になるだろうという気はします。全国的にはそういう流れになっているのは確かです。ただ、それずっと組合を運営できているところもあるので、一概には言えません。全体的にやめる方向に行けば、最終的には漁業権魚種から外しても、どこからもあまりクレームが来ないという可能性も出てきます。しかし、今ここで一概ににじますを禁止しようという話はできないので、何とか良い方向に行くような議論をこれから進めていくということしか私としては提案できないのですが、いかがですかね。

### ○佐藤委員

この問題とは別なのですが、私たちの組合では放射性物質の関係で、いわな、やまめ、うぐいに対して規制がかかり、今現在はやまめだけ規制がかかっています。白石川の支

流の松川のやまめの検体を送ってくれと言われているのですが、松川でやまめの検体を釣ろうとすると、最初ににじますがかかってしまってほとんど釣れません。やまめがないのか、それとも養魚場から逃げたにじますが非常に多くにじますしかかからないのか、どちらかは分からぬのですが、そのような状態が続いて、ほとんど松川のやまめの検体は送れていない状況です。

○小野寺会長

松川ににじますは放流していますか。

○佐藤委員

放流はしていませんが、本流にもいますし、松川には特に多いです。

○菅原元（はじめ）委員

再生産しているということですか。

○佐藤委員

どうなのでしょうか。釣れるのはピンと尻尾が擦り切れていないものです。釣れるにじますは昔からそうです。

○菅原元（はじめ）委員

松川の上流には養魚場がたくさんあるのですか。

○佐藤委員

はい、そうですね。

発電所があるところの下から白石川漁協の区域です。そこから上は蔵王漁協の管轄です。

○高橋会長代理

にじますの天然での繁殖ですが、一般的には産卵しても再生産しないと言われていますが、北海道などでは繁殖の事例があるようです。湧き水が確保されるような場所では繁殖できるようです。ですから、そのようなリスクもありますので、今回の場合も非常に注意深く見ていく必要があると思いますね。

○水産業振興課 松浦課長

各委員の皆様から頂いた御意見をしっかりと踏まえ、江合川漁協の方にもしっかりとこの意見を伝えますとともに、その後の管理をどうしていくかというところも、しっかりとこちらで江合川漁協と話をしながら進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○小野寺会長

はい、よろしくお願ひします。

それでは、審議事項（1）「遊漁規則の変更認可について」は、県からの諮問の通り差し支えない旨の答申とすることをよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○小野寺会長

ありがとうございます。

異議なしと認め、令和7年7月28日付け水振第319号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することとします。

○小野寺会長

次に審議事項（2）「宮城県漁業調整規則の改正について」を県から御説明願います。

○水産業振興課 松浦課長

宮城県の規則等につきましては、より県民に分かりやすく、読みやすいものにするために今年令和7年4月1日から一括して縦書きのものから横書き化に移行されております。しかし、漁業調整規則の改正につきましては、漁業法第57条、119条、171条及び水産資源保護法第4条の規定によりましてその改正につきましては当委員会の承認と農林水産大臣の認可が必要な状況となっております。このため一括して縦書きから横書きにするのではなく、個別の対応として今回、改正についてお諮りさせていただきます。改正の内容につきましては、現在の縦書き形式から横書き形式へ変更することと、漢数字をアラビア数字に改めるなど、用字及び用語の整理となってございます。詳細につきましては担当から御説明させていただきます。

○水産業振興課 永木技術主任主査

資料1ページ目が今回の漁業調整規則の改正について委員会にお諮りする旨の文書となっております。このお諮りする内容につきましては、2ページ目以降の資料で説明させていただきます。

資料2ページ目を御覧ください。漁業調整規則の一部改正についてという概要の資料になっております。1の概要についてですが、漁業調整規則につきましては、昨年度も刑法の改正等に伴う改正がございまして、内水面漁場管理委員会にもお諮りいたしましてこの4月1日から新しく施行ということになりました。しかし、今回新たにまた、現在の縦書きの形式から横書きの形式に改正する必要が出てきたことから、この改正についてお諮りするものです。

2の改正の理由と内容等でございます。理由につきましては記載のとおりでございますが、先ほど課長からも申し上げましたとおり、本県の規則等をより県民に分かりやすく、読みやすいものにするためということで、4月1日から現存する県の規則につきましては一括して横書き化されました。この漁業調整規則に関しましては委員会の承認、また農林水産大臣の認可が必須ということで、個別に対応する必要があるということなので、この一括の規則の改正には乗らずに今回御審議いただくものです。改正の内容で

ございますが、下の図のとおりになりますが、1つ目として形式の変更ということで、現在の規則は縦書きになっていますが、これを横書きにするというものです。それに伴いまして、用字と用語の整理が出てきます。主に漢数字になっている部分、例えば条や項や号などの漢数字をアラビア数字に改めるというような改正になります。したがって形式のみの改正ということになりますので、漁業調整規則の内容に関する変更はございません。この形式の変更、用字及び用語の整理につきましては1ページ目以降に後ほど新旧対照表で少し御紹介したいと思います。

3の今後のスケジュールでございますが、認可が必要ということで水産庁の方と事前の確認作業を進めているところです。6月には海区漁業調整委員会で諮問いたしまして、差し支えない旨の答申をいただいているところです。それから今回、内水面漁場管理委員会に諮問をしておりまして、もし差し支えない旨の答申をいただけましたら、今後、水産庁との間で認可の申請の手続きを進めて、9月頃にはなんとか県の公報に登載するという形で公示したいと考えております。

その他というところがございますが、今後、水産庁とのやり取りであるとか、県の公報に登載するということで県の法令の審査も入りますので、それに伴いまして、文言の軽微な修正であるとか形式の修正がある場合がございます。その場合には、水産業振興課に一任という形で対応させていただければと考えております。

続きまして、3ページ目以降が新旧対照表となっております。ただ今申し上げた形式、用字用語の修正、変更部分についてこちらで御説明させていただきます。まず3ページ目の新旧対照表でございますが、左が改正後、右が改正前となっております。上から見ていきますと目次となっており、その後に第1章、第1条、第3条というように記載しておりますが、このような章の番号や条の番号、あるいは号や様式の番号につきましては全て漢数字からアラビア数字になるという内容です。それからおめくりいただき、4ページ目、新旧対照表の2ページ目でございますが、その他、条や章の番号以外にも漢数字の箇所例えば第4条（3）に内水面のうなぎ稚魚漁業がございますが、旧の方では全長十三センチメートルというところが漢数字になっておりますが、こういったところが全てアラビア数字になります。その他、全体の12ページ、新旧対照表の10ページ目に表がございますが、表も縦書きだと上欄、下欄となっていたところが、上欄が左欄、下欄が右欄ということになりますので、そういったところの文言の整理もございます。

全体の42ページ以降が県の公報に登載する規則を改正する規則というものになっております。今回の規則の改正につきましては、県の公報に登載し公示することになるのですが、その際に先ほど御覧いただいた新旧対照表の形ではなくて、この規則を改正する規則という形で公示されます。その際には新旧対照表の中身をこのような形で改めるというような改め文形式で記載する形になりますのでその点は御承知いただければと思います。説明は以上でございます。

## ○小野寺会長

ありがとうございました。何か質問はございますか。

それでは、審議事項（2）「宮城県漁業調整規則の改正について」は県から諮問のとおりで差し支えないということでおろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○小野寺会長

それでは、異議なしと認め、この水振第347号により諮問のあったことについては原案のとおり答申することといたします。

手続きをよろしくお願ひいたします。

――――審議事項終了――――

### 【報告事項】

○小野寺会長

それでは次に報告事項に入ります。

報告事項（1）「令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について」県から説明をお願いします。

○水産業振興課 佐藤主事

資料3を御覧ください。1ページ目と2ページ目に概要を記載しております。今年度の全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会は、現地のみの開催という方式で、東京都千代田区にて5月30日午後1時から開催されました。本県からは小野寺会長と私が参加しました。当日は委員44名中39名が出席されたことから総会は成立しております。

冒頭、滋賀県の林会長からの挨拶で次のようなことに触れられています。まず1つ、内水面漁業が多様な機能を有しており、将来にわたり適切に発揮されることが国民生活を豊かにするために重要だが、様々な問題を抱えており、加えて気候変動に伴う変化が急速に顕在化している。2つ目に、関係各所において問題解決に向け尽力していただきたいと、これまでの支援に感謝する。もう1つ連合会としては内水面における漁場の総合的利用や漁場環境保全等について解決策を検討しながら、内水面漁業の発展と適切な漁場の管理が推進されるように努めたいということをおっしゃられていました。

続きまして1ページの下、8番のところから議事と記しておりますが、議事のうち第1号議案、第2号議案、第4号議案につきましては異議なく承認されております。残る第3号議案、令和7年度提案書案についてですが、今回の提案では重点的に検討を求める項目が重点項目として整理されております。具体的には3ページ以降が議案となっておりますが、そのうち15ページをお開きください。15ページから21ページが提案書案となっております。提案書案の内容につきましては、各ブロック協議会での検討を踏まえて記載されたものとなっております。

項目の記載につきまして、例として1ページおめくりいただき16ページを御覧ください。I 外来魚対策についてと記されておりますが、真ん中の少し下のところ重点というように記されている箇所、外来魚や特定外来生物の効果的な駆除技術開発の推進や支援、柔軟に活用できる十分な予算の確保等が重点項目とされております。同じように、II 鳥類による食害対策について、III 魚病対策についてですが、17ページにそれぞれ重点項目が記されております。また、IV 河川湖沼環境の保全及び啓発についてですが、こ

ちらは18ページ、V放射性物質による汚染対策について及び6うなぎの資源回復については20ページにそれぞれ重点項目が記されているというような形式となっております。詳細につきましては、後ほど御確認いただければ幸いです。なお、第3号議案につきましては戻っていただきまして2ページ目、こちらに一部質疑を記載しておりますが、このような質疑を経て最終的に承認という形になっております。

なお、提案行動につきましては7月1日火曜日に終了した旨、連合会事務局から報告を受けております。提案行動の詳細については改めて事務局から連絡が入る予定となっております。私からの説明は以上です。

○小野寺会長

ありがとうございました。何か質問はございますか。

総会は例年と変わりないものでした。私の方からはそれぐらいしかありませんが、よろしいですか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

それでは報告事項（1）「令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について」はこれまでとします。

○小野寺会長

次に報告事項（2）「第5種共同漁業権の免許条件に係る令和7年度増殖事業計画（江合川漁業協同組合）について」に移ります。県から説明をお願いします。

○水産業振興課 深澤技師

令和7年度の増殖事業計画につきましては、昨年度3月に開催された委員会で、協議いただいておりましたけれども、江合川漁協さんの分のみ、翌年度に遊漁者を交えて実施する委員会で決定するということで、未定として報告しておりました。今回は、令和7年度の計画について決定したということで、漁協さんより御報告をいただきましたので、この場にて御報告させていただきます。

資料おめくりいただきまして1ページ目を御覧ください。こちらが江合川漁協さんの資源状況の報告と令和7年度の増殖事業計画となっております。3番の資源管理に関する取組の実施状況の表の中に薄く網掛にして記載しておりますけれども、令和7年の計画ということで、今回漁協さんからいただいた令和7年度の計画についての情報を追記しております。魚種ごとに説明させていただきますと、まずあゆについては令和6年度は120kg放流したことですが、令和7年度についても同規模での放流を予定していることです。続いて、やまめについてですが、令和6年度は70kgの放流でしたが、令和7年度は140kg放流予定ということで、昨年度からの増加分につきましては、先ほど審議事項の方でもお話をいたしました特別遊漁区域への放流分のことです。最後、ニジマスについてですが、こちらも審議事項で話がありましたとおり昨年度

までは放流は行っていなかったのですが、こちらも特別遊漁区域への放流のため今年度より放流を開始するとのことです。

ページおめくりいただきて裏面2ページ目一番下に記載しておりますけれども、県の考えとしましては令和7年度の増殖事業計画については漁協の計画どおりとしたいと考えております。ただ、先ほど審議事項の中でもお話をありましたにじますの放流というところについては、委員の皆様から頂いた意見を組合に伝えますとともに、今後の管理方法については話し合いをしながら進めていきたいと思っております。簡単ではございますが私からの説明は以上です。

○小野寺会長

ありがとうございました。何か質問はございますか。

前年度と変わったのはにじますを放流することですが、このことについては先ほど議論しましたので、御理解いただいているかと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

それでは報告事項（2）「第5種共同漁業権の免許条件に係る令和7年度増殖事業計画（江合川漁業協同組合）について」はこれまでとします。

―――― 報 告 事 項 終 了 ――――

【話題提供】

○小野寺会長

最後に話題提供がございます。「あゆの遡上状況について」よろしくお願ひいたします。

○水産技術総合センター 庄子研究員

水産技術総合センターでは、毎年天然あゆの遡上状況を把握することで、資源管理及び情報提供のための基礎データを取得しています。調査結果は毎年ホームページで公開しております。

調査日はあゆの遡上の盛期にあたる5月6月の上旬、下旬に2回ずつ行っており、今年度については5月15日、30日、6月9日、20日に行っております。ゴールデンウィークに雨が降った影響で河川が増水し、水がひかなかつたことから、5月上旬に調査を実施予定だったものが多少後ろ倒しになって調査をしました。

採捕方法ですが、投網により各地点で10投し、採捕しております。計測方法につきましては、投網1投あたりの採捕尾数、これをC P U Eと申しますが、これを算出し、毎年のあゆの多い少ないというのを比較しております。また各調査地点で採捕したあゆについては最大50尾を持ち帰り、標準体長と体重を測定しております。右下の方に写真を載せておりますが、あゆの採捕については広瀬名取川漁業協同組合の皆様に御協力

をいただきました。この場をお借りして御礼申し上げます。

天然あゆと放流あゆの区別についてですが、そもそもあゆは先ほどの話題にも出ましたが人工種苗を放流している河川がほとんどでございます。一方、天然あゆは川で再生産しました翌年自然に上ってくるという生態があります。天然あゆと放流あゆは形態で判別できることが過去の知見からも明らかになっています。ここに写真で示していますが、そのうち1つが上に示しました側線上方横列鱗数といいまして天然あゆの方が若干枚数が多く、放流あゆの方が少ないということが分かっています。また、下の写真、あゆの顎ですが、下顎側線孔というものにも違いがございまして、天然あゆは左右きれいに4対の孔が空いている一方で放流あゆは欠損があつたり孔が多かったり、逆に少なかつたりときれいになつてないというような違いもあります。これらを複合して天然か放流かを区別している訳ですが、実際の調査では下顎側線孔が欠けているあゆとそれ以外の無作為に選んだ10匹のあゆについて鱗を計測し、人工種苗の混入率を算出し、それらを除外し、天然あゆのデータとして取り扱っております。また、広瀬名取川漁協さんの方では令和5年と令和6年度に北上川産の天然あゆを一部移植放流しております。これについては両方天然あゆなので判別はできないのですが、数がそこまで多くなく、全体に対する割合が少数でしたので、今回は考慮しておりません。

こちらが調査地点になりますが、広瀬川の主に中下流域を調査点としております。一番下流が合流点でこちらは河口から7.5km程度上流に上った名取川との合流点になります。さらに河口から10kmのところが郡山堰、一番上流の調査点が河口から11kmの愛宕堰となります。郡山堰と愛宕堰は写真でも少し見えておりますが、魚道が設置されており、魚が遡上できるように配慮されています。

結果について、お話しします。まず、投網1回あたりのあゆの採捕数について御説明いたします。まず、合流点の調査結果ですが、オレンジの点が今年の結果、白抜きの丸が過去12年分の結果を並べたものです。赤いバーは中央値となっております。こちらを見ますと5月上旬や6月上旬は過去と比べて低めの数字でした。全体的に見ても過去12年の中央値と比較して、さほど多いという感じはせず大体同等かそれよりも少ないと感じました。

続きまして、1つ上流の郡山堰での結果です。こちらは合流点と対照的に5月上旬に非常に大きな数字を示しました。つまりあゆが非常に多くいたということです。また6月上旬も非常に多くのあゆが見られました。全体的に見ても過去12年と比較しても中央値よりも多く採捕されていました。

さらに上流の愛宕堰の結果がこちらです。こちらは5月上旬が全く採捕されずゼロでしたが、5月下旬から6月下旬にかけては過去12年の中で比べると非常にたくさんあゆがいたかと思います。特に6月下旬ではたくさんあゆが採捕されました。

これらの結果を考えると、5月上旬の遡上初期は合流点でCPUEは低かったです。その後の上流の郡山堰では非常に多くのあゆが見られたことから遡上は例年と大体同じくらいかもしくは少し早かったのではないかと考えています。程度の差はありましたが、全体的に過去12年平均よりも多い傾向がありましたので、例年よりも遡上数は多かつたのではないかと考えております。

続きまして体長のデータを見てみます。こちらが5月の結果で、令和元年から今年度までの体長を並べています。それぞれ最大と最小のところにはバーを付けております。

5月の体長を見ると、一部の調査では昨年度よりも大型化している傾向は見られましたが、全体的にはそこまででもなく、昨年と大体同じくらいの体長範囲かと思います。

こちらが6月の結果です。6月はどの地点も前年度よりもやや右下がりの傾向にはなっておりますが、こちらも大きく体長が小さくなつたというよりは大体平年並みの範囲内に収まっているかと思います。

続きましてこちらが肥満度になります。肥満度というのは体重に対する体長の比を示した数値で、この数字が大きいほど魚が肥えているという指標になります。こちらは5月のデータですが、いずれの調査点でも大体昨年度と同じくらいもしくは少し小さくなっているくらいかと思います。一方、特に郡山堰の令和7年度などは最大、最小値のバーが非常に上に伸びており、令和5年度などもそうですが、非常にばらつきが大きかつたと考えています。実際に魚を測定していても、大きい魚から小さい魚まで非常にバラエティに富んでいました。厳密な理由は分からぬのですが、特に郡山堰でそうなのですが、堰があって魚が滞留しやすい状況がありますので、餌を確保できた魚とそうでない魚で差ができてしまったのかもしれない想像しました。

こちらが肥満度の6月の数値です。大体5月と同じ傾向でございまして、大体同等か減少の傾向になりました。また、5月に引き続きばらつきが大きかつたというような結果でした。

今年度のあゆのまとめになります。今年度の広瀬川のあゆについてですが、まず遡上時期について、5月上旬の合流点は低く令和6年度の調査だと5月上旬から非常に高く、遡上が早かったことが伺えましたが、今年は低いという状況でした。一方で、郡山堰では非常に多くのあゆが見られ、調査時期が例年よりも少し遅れたことを考えると、遡上は例年と大体同等から早いと考えております。また、投網1回あたりの採捕数CPUEにつきましては、郡山堰、愛宕堰で例年よりも多い傾向が見られたことから、遡上数は例年よりも多いのではないかと考えています。また、体長や肥満度につきましては、昨年度よりもやや小型か平年並みというところではあるのですが、肥満度にはばらつきが見られたところがありました。今後も同じような調査を継続し、データを蓄積していきたいと思います。

また、この調査は河川の中下流域で実施しております。あゆというのは上流の方にもどんどん上っていく魚でございます。上流には大型個体が遡上しているのかとか、また愛宕堰は非常に古い堰堤でして魚道が機能していないのではないかというような組合さんの声もあります。そういうことを総合的に検討するためには、より上流での遡上状況の確認が必要になってきますので、今後組合さんとも話をしながら調査を検討していかなければと考えております。

こちらは参考ですが、今回冒頭挨拶の方でも話題になっておりましたが、非常に雨が少なく、川の水位が皆さま非常に気になっているかと思います。これは実際に国交省のデータベースから広瀬橋付近、郡山堰の近くですが、こちらの水位を5月から6月の水位を拾ってみたものになります。この実線の部分を見てみると、比較的過去の点線よりも上の方に来ている状況が見られるかと思います。実際に調査に行っても、毎回結構水がないというところでも、今年度に関しては水位がある程度維持されていたという感覚はありました。一方、グラフでもそうですが、6月15日あたりから今度はみるみる減っていって、水位が下がっております。実際、このあたりは梅雨時期ではあったのです

が、全く雨が降らず、空梅雨ということも言わされておりました。

こちらは過去の水位を並べてみたものですが、あゆの遡上期にあたる3月から6月までの平均値の推移と、6月だけ抜き出した平均値の推移を書き出しています。上のグラフは3月から6月までの平均値ですが、長い期間の平均なので、大きな変化というよりは少し横ばいに近いですが、少しずつ減少傾向になっているような気もいたします。また、6月の平均値を見ると、こちらの方がより分かりやすく、近年は非常に水位が少ない時期が続いているかと思います。

これが実際に調査に行った時に撮ってきた写真で、郡山堰の左岸にある階段式と斜路式の魚道があるのですが、これを調査の時、毎回写真撮っていたので比べてみたところです。令和6年は、上の5月23日という写真を見ると、水がこの斜路式魚道に全然流れおらず、階段式魚道には水は流れていますが、ここだけでは非常に多い遡上を支えるのは難しいような状況かと思います。それが今年度の令和7年5月30日、斜路式魚道にも水が非常に流れしており、実際多くのあゆが遡上しているのが見て取れました。6月に入ても、6月18日、下の段の写真ですが、これも同じように斜路式魚道にはなかなか水が流れていない状況でしたが、今年度の6月20日の状況を見てみると、非常に水位が維持されています。ですので、実際に調査した時の様子では、今年度は水量が維持されてはいたのですが、この後7月に入ってから全くに近いほど雨が降らず、今現在非常に川の水不足が懸念されている状況になっております。実際、広瀬名取漁協さんもそうですし、あといくつかの川の漁協さんにも聞き取りしているのですが、やはりどこの川でも共通して今とても水が少ないです。それに比例してあゆ釣りというのがなかなか難しい。そうすると釣り客がだんだん来なくなり、遊漁券が売れず収入に響いてくるという声が聞こえてきます。今後、今日も少し雨模様ですが、少しでも河川に雨が降って水量が維持、回復してくれればと願うばかりです。他の川の水位などの情報も教えていただけますと大変助かりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。私からは以上です。

#### ○小野寺会長

ありがとうございました。何か質問はございますか。特に組合の委員の方に各河川の状況についてお話をいただけると助かるのですが。

#### ○佐々木委員

北上川ですが、水がすごくないです。びっくりするほど水がないです。上流の江合川の話が出たと思いますが、江合川の上にある鳴子ダムは貯水率0%です。私たちの漁場は、汽水域でじみなどが捕れるのですが、流れる水がなくなると塩水が濃くなってしまいます。するとじみが死に始めたりするような段階になっています。水が流れないと底面の酸素濃度がなくなってしまいます。バケツに水を汲んで炎天下に置いておいたような感じになって、底面の酸素濃度がなくなってくると全ての生物が死んでしまうようになってしまいます。非常に困った状況です。国土交通省の方に、大堰を開けてリフレッシュ放流をしてくれという要望を出したりするのですが、今年要望を出す前に国土交通省の方がいらして、上の鳴子ダムは0%なんだ。もう流したくても流せないんだという話になって、今年は厳しいです。今日あたり山の方で降ってくれないかとずっと思

っているくらい厳しい状況です。平成6年度にすごく厳しい渇水時期があったと言われていますが、それと同等かそれより悪いというくらい、北上川はかなり厳しいです。以上です。

○小野寺会長

白石川はいかがですか。

○佐藤委員

白石川はあゆを放流した時期は非常に水が多かったです。この冬は山に雪が多かったですよね。それでダムに流れ込む水も多くて、6月半ば頃までその水が多い状態が続きました。あゆを放流する時期は例年水温が12、13度あるのですが、今年は11度しかありませんでした。したがって、あゆの成長が非常に悪かったです。解禁当初も小さいあゆしか釣れず、遡上あゆもその時期には全く混じりませんでした。ずっとあゆが釣れない状態が続き、釣る人は釣っているのですが、ほとんどの人が10匹前後でした。会長がおっしゃられた1週間前頃に雨が降ってから、あゆのハミ跡が見えるようになりました。ここに来て天然遡上がだいぶ見えるようになりました。最初に説明がありました下顎側線孔が8つきれいに並んでいるあゆが、だいぶ釣れるようになりました。毎年今頃になると尺物が出始めるのですが、今年は最大でも24cm止まりくらいです。放流あゆもやはり20cm程度にとどまっています。今年は大物が出ていません。これから大物に期待し、今日明日の雨にも期待しています。以上です。

○小野寺会長

ありがとうございます。なかなかどこも厳しいようですね。広瀬川はどうですか。

○眞壁委員

水も少ないしあゆも小さいです。本当にみんな苦労しています。15cmのあゆも稀です。釣りを楽しんでいるのは上手い人だけです。水が少ないので川に入っている人も少ないです。あゆ釣りに行っても数人しかいないという状況です。

○黒川委員

質問なのですが、調査された時に天然あゆと放流あゆが混じっていたとのことですが、混入率がどれくらいなのかということと、あと2つ質問があるのですが、放流あゆは下顎側線孔が左右対称ではないとのことですが、ほぼ100%対称ではないのでしょうか、それとも対称になっている放流あゆも混ざっているのでしょうか。あと、ここに示してくださっている標準体長とか肥満度は、これは天然あゆのみのデータなのか、放流あゆも混じったデータなのか、もし天然あゆだけのデータだとすると、放流あゆと比較して大きいのか、肥満度が高いのか、その辺りがもし分かっていたら教えていただけたらと思います。お願いします。

○水産技術総合センター 庄子研究員

御質問ありがとうございます。

まず最初の質問ですが、放流あゆの混入率について、今日具体的なデータは持ってきてはいないのですが、毎年非常に少ないです。広瀬川の状況をずっと見ておりますと、おそらくですが、天然あゆの量が放流あゆに対して非常に多いです。なので、全く混入していない時もありますし、出ても10%とか、せいぜいその程度のものです。なので、この調査では天然あゆというものを抽出して見ていますが、極端な話を言えば、混入あゆも含めてデータを見てもさほど変わりはないかと思います。

2つ目の質問ですが、放流あゆと天然あゆの区別をする際の形態のことですが、御指摘の通り、下顎側線孔で天然あゆがきれいな4対で、放流あゆが4対でないことが基本ですが放流あゆで4対の個体もいます。そのような理由もあって、2つの特徴を合わせて見ています。特に鱗の数というのは現場で厳密に数えるのは難しいので、現場で天然かどうかの判別は、主にこの下顎の孔の数になります。あとは体型などで天然か否かを判定したりするのですが、そのようなところに注目して、一部のあゆの養殖業者などは、すごく技術がある方もいるらしくて、下顎側線孔が4対の放流あゆを作るなどして販売している業者があるというのも聞いたことがあります。

3つ目の質問ですが、天然あゆと放流あゆで標準体長が違うかどうかということですが、データ取り扱い方にも関わってきますが、算出の仕方が、ここに載せているとおり、下顎側線孔が欠けているあゆは、まず間違いなく放流あゆだろうと考えて抜き出しています。あとは無作為に選んだ、側線孔が4対揃ったあゆを10匹無作為に取り出して、鱗を数えて放流か天然かを判別し、放流と判断されたものは排除いたします。残ったあゆの尾数に対して、出てきた放流あゆの割合を補正して、天然の割合として扱っています。なので、明確に放流だと分かって駆除したあゆについてはその体長には入っていませんし、数値的に補正したものについてはもしかしたら一部放流が混じっているかもしれませんのが、確率的にはほぼ天然あゆの数値だと判断して問題ないかと思います。なので、放流あゆと天然あゆで、標準体長や肥満度を明確に比較はしていませんが、ここに示したデータはほぼ天然あゆの数値と判断して、問題ないと考えております。

#### ○黒川委員

もう一つよろしいでしょうか。海産魚の話になってしまいますが、たいも天然と養殖があって、人の手が1回でも入ると鼻の穴を隔てている壁が薄くなったりとか、ひらめとかかれいも人の手が入ると裏側に黒斑点ができるとかいう話を聞かれたことがあるかと思うのですが、天然か人工で育てられたものかの判別をする際に、よく筋肉とか耳石の安定同位体比を調べているという論文をよく見かけるのですが、そのようなことなどはされたことありますか。

#### ○水産技術総合センター 庄子研究員

当センターでは、天然と放流の判別は、主にこちらの外部形態で判断しております。今御紹介あったとおり、天然あゆというのはずっと天然で過ごしていて、海から川に上ってくるという大きな生態系のイベントがある一方で、人工あゆというのは比較的安定した環境の中にずっと住んでいるということから安定同位体比などに違いがあるのではないかという話もあります。また、理由は定かではないのですがそもそも放流あゆは天然あゆと比べて、耳石で年齢を調べる時に輪紋がなかなか不明瞭で判別しにくいとい

う話は聞いたことがあります。より細かくきちんと放流あゆを区別する方法もあるのですが、この調査では、形態を読むことでもうほぼほぼきちんと判定はできていますので、特にそれ以上の調査というのはしていない形になります。

○黒川委員

ありがとうございます。にほんうなぎなどでは天然と養殖で耳石のストロンチウムの安定同位体比などが調べられているようですが、もしうなぎではなくても、あゆでも色々情報があつたら教えていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○小野寺会長

ありがとうございました。他にございませんか。  
それでは報告事項「あゆの遡上状況について」はこれまでといたします。来年も一つよろしくお願ひいたします。

――――――話題事項終了――――――

【その他】

○小野寺会長

議題としてはその他に入りますが、何か委員の方からございますか。

○高橋会長代理

前回もこの場で御相談したのですが、今日も最初に佐藤副部長からしらすうなぎについてかなり豊漁だったと情報提供がありました。ただ、単価も非常に下がってしまったとのことです。調べてみると、価格が15分の1くらいになってしまったという、かなりショッキングな結果です。昨年は1kgあたり250万円くらいしたのが、今年は16万7千円ということで、かなり安くなり、たくさん捕れたけど販売金額は逆に下がってしまったところが多くあったようです。たくさん捕れるというのは、まずうなぎの養鰻を考えた場合は非常に良いことです。しかしながら、これが今後も安定して捕れるかというと、必ずしもそうではないのではないかと思います。このような漁獲の変動は、特に海流や気候変動などが影響する場合には、大きな変動を伴いながら上昇あるいは下降していきます。全体的としてはこれまで、ピークが1974年でしたか、それがピークだったのですが、現在までずっと下降してまいりました。昨年少し捕れましたが、今年は予想以上に捕れたということです。しかし、全体的に減少傾向が続いている一方でこれまで捕れなかった北海道など北部地域でも捕れていました。宮城県も漁獲量が増加傾向にあることが分かっております。基調としては、南の方で減少しつつ北部で増えているという、そういう傾向があります。この天然しらすうなぎですが、ワシントン条約などの紹介がありましたが、やはり国内でこのしらすうなぎについては何とかしていくなければならないわけです。ですから、このしらすうなぎをきちんと資源管理しながら捕っていく、利用していくというのはとても大事だと思います。しかし、宮城県の状況はほとんど分かっていません。色々な話はありますが、実態が把握されていません。例えば、石巻周辺でかなり捕れているとか、佐々木委員からは追波川で稚魚がたくさんいる

という話があつて、間違ひなくこの宮城県でも増加しているのかなと私は考えています。

一方で、河川の漁協では、さけのふ化放流が非常に壊滅的であり、大きな打撃を受けているわけです。何とかそういう中で、少しでも安定した収入が得られるような漁業があれば、皆さんも非常に安心するのではないかでしょうか。役に立つのではないかと思います。まずもって、実際にどういうところで今遡上しているのか、どういう川に上っているのか、その辺の聞き取りから始まって、あとやはり実際の量ですよね。正確な量を把握するのは難しいですから、平均捕獲数C P U Eなどを把握するとか、あるいはその河川に遡上する稚魚がどの辺りで多く見られるかとか、そういった現場の調査なども私としては必要ではないかと思います。年変動がありますので、ある程度の期間、私はそのような調査が必要かなと思います。

そのような情報を得ながら、ある程度漁業としてやっていけるということであれば、許可申請があった場合、その辺を検討する必要があるかと私は思います。もちろん、これまで議論したように反社会的勢力への警戒対応は必要です。しかし、このしらすうなぎについては特定魚種であります。したがつて、警察との連携というのもやれる訳ですね。ですから、そのような連携を密にしながら、漁業者の利便を図っていくということが、私は非常に重要ではないかと思います。ですから、まず私は調査が必要かと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

#### ○水産業振興課 松浦課長

貴重な意見ありがとうございます。実際、海洋環境の変化が顕著になっている現在、宮城県の沿岸の水温もかなり上昇傾向にございます。それで、もちろん海の魚も今、暖水性魚種が増えているわけでございますが、しらすうなぎについても、これまで捕れていたなかった、あるいは少なかった地域で徐々に捕れて、このような豊漁になつてゐる状況もございます。そのようなことを考えますと、県南だけでなく、宮城県中部、北部についても、やはりそのような河川にしらすうなぎがいるのではないかというのは、今の委員からの御指摘のとおり、可能性としてはあると思います。また、さけが遡上してこない状況を考えると、内水面漁業組合の運営としては、貴重な収入源になり得るものだという期待は持つところではございますけれども、まずは特定魚種ということもございますし、慎重に実態を把握して、あとは許可にどう結びつけていくか、そこはこれからしっかりと慎重に検討していくかなければならないところかと思います。委員の御指摘も踏まえ、また新たに各河川の皆様の御意見を伺いながら、県としても内水面漁業にこれからどう生かしていくか、海洋環境がこのまま水温上昇の方向に進むのであれば、そこは必ず必要な部分かという思いもございますので、しっかりと検討からまず始めさせていただきたいと思います。

#### ○佐々木委員

今のしらすうなぎに関してなのですが、先ほど佐藤副部長のお話によると2月20日から4月30日くらいに県南で捕れたという話でしたが、これよりもっと早い時期に、私たちの地域ではしらすうなぎを見かけたという情報提供が結構ありますと、時期も少し違うのかなと私の中では思っていました。

今まで捕れなかつたものが捕れるようになる、今まで捕れていたものが捕れなくなつ

た。しかし、今度その代わりに温かい水で育っていたものが捕れるようになりました。私が小さい頃、石巻ではたちうおなど捕れなかつたのですが、今普通に捕れるようになっています。いせえびなどもどんどん北の方まで入ってきてています。私が小さい頃、いせえびなんてそんな南のものは捕れなかつたのですが、海洋環境が変わってきています。そして捕れなくなつたのが、今まで養殖をやってきたほたてです。もう宮城県でほたてができるかどうか分からぬような状態です。ほやも水温が高すぎて死に始めているとか、もう違うものを養殖しなければならないのではないかと思います。ぎんざけも厳しい。やはりそうなると養殖業も違うものをやっていかなければ生活できないのではないかという状況の中で、しらすうなぎが入ってくるようになったのならば、それに対応して、県知事許可で少しハードルは高いのですが、まずは初めの一歩として調査してみないか。中部、北部でも少し調査してどれくらいいるのかやってみないかというのは、県の方でも少し進めた方が良いのではないかと私は思います。先ほど高橋さんがおっしゃったとおり北海道でも捕れるようになった。つまり、南から来ている黒潮の海流が強すぎるんですね。それに乗って北海道の方までしらすうなぎが行ってしまっている。そうなると宮城県でもちゃんと調査してどれくらいいるのかというのをやるべきではないかと思います。先ほどいせえびと言いましたが、三重県の方ではいせえびがこれまで捕れていたのに、捕れなくなつたという話です。つまり、北に移動して南の方で捕れなくなってきた。海流の関係なのでしょうが、それに合わせて適応していくかないと、なかなか水産業で生計を立てている人間は厳しいのではないかと思います。それに合わせて、これまでずっとダメだったからこれからもダメではなくて、環境に合わせて規制するものは規制する、規制から外して良いものは外すべきではないかと私は思っています。それで、今年度、私たちの地域、中部地区で調査すると決まった際にはその調査に協力しますので一緒に調査できたら良いなと思っています。以上です。

#### ○小野寺会長

ありがとうございました。気候変動というのは、もう恐らく動かせない事実なので、それに対応するというのは、この委員会でずっと、もう何年もさけの問題とも関連して随分議論しました。漁業形態を変えるというのは、なかなか漁業者にも難しいところがあるのだろうと想像しています。とにかく、官民一体で何とかじわっと動かないと動けないという難しいことだろうとは思います。ただ、そのような議論はもうおそらく県の方々も始めているだろうし、ここでも何度も議論した話なので、何とかそのような方向で動いていくといいと思います。北海道などではぶりなどが捕れ出されたので、漁協がそれを主要魚種にすると宣言している漁協も出てきています。完全にそのような状況になってしまえば、漁業も腹をくくってそれを主要魚種にするのだと宣言する漁協も北海道には出てきました。県の組織的に調べなければならない状況というのもおそらくあるだろうといいますので、なかなか難しい問題ですが、一つよろしく御検討いただきたいと思います。

#### ○菅原元（はじめ）委員

しらすうなぎの相場は12月、1月で大きく変わります。それより前は土用の丑の日に間に合うから値段が高くても良いと。去年なども200万円、250万円でしたが、

それが1月後半からは極端に20万円になることがあります。しかも宮城県の場合、先ほど2月20日から4月末までと言われましたが、その期間はもう下がりきった時のものです。また宮城県は取引業者も一社だけではないでしょうか。ですから、通常、いない時もある時も含めて、他県などで何社か引き取り業者がいて、順番に引き取って相場をある程度持たせることによって漁師の収入源として安定させるというのも、せっかく量が多くなっているのならば、特にさけが上がってこないということで、その収入源が確実に何億円と減少しますので、特定の1業者だけでなく、もう少し幅広く取引先を開いて、競争とは言いませんが、安定した値段になるようにしてあげた方が良いのではないかと思います。また、先ほど追波の佐々木委員がおっしゃったように、12月より前に捕れているのではないかとのことですので、やはり調査してその時点で捕れるであれば、単価はもちろん高いし、漁師の方、漁協の方々も収入が上がれば、それはそれで浜の方は良くなるのではないかと思います。その辺は、反社会的勢力を介入させないように、きっと最初からやりながら、浜の方の収入源として考えてあげるのは、同じ養殖業者の人間としてはしてほしいなと思います。

#### ○水産業振興課 松浦課長

御意見ありがとうございます。本当にしらすうなぎにかける期待というのは非常に大きいということを今日改めて確認させていただきました。ただ、一朝一夕にすぐできると判断できるものでもございませんし、一度しっかりまた改めて預からせていただきまして、内部でも議論を進めさせていただきたいと思います。

#### ○高橋委員

先ほど言い忘れたのですが、このしらす漁は皆さん御存知だと思いますが、非常に安い投資ができるんですよね。結局、漁具などもリチウムのLEDランプで十分なようですし、目の細かいとも網、ヘッドラップ、それから、捕ったものを入れるバケツのようなものが必要であると。また、流通の場合は組合経由ということで、活魚タンクなどが必要になるかと思いますが、いずれにしても初期投資としては他の漁業に比べて非常に安いものです。今後も漁獲量は不安定だと思いますので、2年やって1年休まざるを得ないということもかなり出てくるかと思います。それでもかなり有効で、現実的な漁業でもあります。期限付きの調査という形でやられても良いのではないかと思いますので、様々な方向で考えていただければありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

#### ○小野寺会長

ありがとうございます。他はよろしいですか。

県の方から何かありますでしょうか。

#### ○水産業振興課 武山総括課長補佐

次の内水面漁場管理委員会の開催予定についてお知らせいたします。次の委員会の開催は、10月上旬を予定しております。具体的な開催日時等につきましては、確定次第、御連絡いたしますので、よろしくお願ひいたします。以上になります。

○小野寺会長

本日の委員会はこれで閉会といたします。ありがとうございました。

――――委員会終了――――

《議決（決定）事項》

議題

審議事項

- (1) 遊漁規則の変更認可について
- (2) 宮城県漁業調整規則の改正について

報告事項

- (1) 令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について
- (2) 第5種共同漁業権の免許条件に係る令和7年度増殖事業計画  
(江合川漁業協同組合)について

話題提供

あゆの遡上状況について

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会長

小野寺秀児

署名委員

佐々木 実

署名委員

黒川 優子

書記

深澤 兵太